

12 国土交通省 地域再生第11次 検討要請回答

管理コード	120140	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	改良住宅における目的外使用承認 の柔軟化	都道府県	広島県
		提案事項管理番号	1027020
提案主体名	広島市		

制度の所管・関係府省庁	国土交通省
該当法令等	○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第 22 条 ○「改良住宅等の目的外使用に係る運用について」の改正について(平成21年3月31日国住整第62号国土交通省住宅局長通知)
制度の現状	<p>「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の第 22 条において、「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない」と規定されている。</p> <p>また、『「改良住宅等の目的外使用に係る運用について」の改正について(平成21年3月31日国住整第62号国土交通省住宅局長通知)』において、改良住宅等の目的外使用を行う特別な事情がある場合として、活用承認申請を地方整備局長等に対して行い、その承認を受けた場合には適化法第 22 条に規定する国土交通大臣の承認があったものとして取り扱い、当該承認に係る改良住宅等の目的外使用を実施した時から 1 ヶ月以内に、地方整備局長等に報告することとなっている。</p>

求める措置の具体的内容	公営住宅と同様に改良住宅についても、地域の活性化に資する取組に使用する住宅について、目的外使用承認の柔軟化を図る。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【効果】 改良住宅の目的外使用承認の柔軟化を図ることにより、若年家族等の入居を促進し、活性化の取組を推進することができる。</p> <p>【地区の特性】 基町住宅地区は、少子高齢化等により地域活力が低下していることから、「公営住宅における目的外使用承認の柔軟化【A1202】」が受けられる地域再生計画の認定を受け、公営住宅に若年家族等の入居を促進し、地区の活性化を図ろうとしているところである。</p> <p>【提案理由】 当住宅地区は公営住宅と改良住宅が併存しており、効果的に地区の活性化を図っていくには、改良住宅においても同様に若年家族等の入居を促進していく必要がある。このため、「改良住宅における目的外使用承認の柔軟化」を提案するものである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	-
ご要望の、改良住宅の目的外使用承認の柔軟化を図ることにより、基町住宅地区において若年家族等の入居を促進し、地区の活性化の取組を推進することについては、改良住宅の入居対象者の入居を阻害せず、改良住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内等で、改良住宅の目的外使用を行う特別な事情がある場合として、活用承認申請を地方整備局長に対して行い、その承認を受け、当該承認に係る改良住宅の目的外使用を実施した時から 1 ヶ月以内に、地方整備局長に報告することにより、現行制度においても対応可能である。				